

富士市道路・公園照明灯LED化ESCO事業 質問回答書

※当該回答書は、募集要項、仕様書、様式集等に記載する内容の追加及び修正とみなします。

No.	要項・仕様 ページ番号	質問事項	回答
1	募集要項 P4 2-(3)	事業全体について、ESCOサービス期間中に新設が想定される照明灯の数をご教授ください。	ESCO事業者による照明灯等の新設は基本的に想定していないため、提案に含める必要はありません。なお、市が新設し、ESCO事業者による維持管理の対象に加えるものは、募集要項P4の2-(3)-ウ及びエに記載のとおりです。
2	募集要項 P4 2-(3)	貴市の保証利益総額はポールの更新費用を含まない、単純なESCO設備の削減による保証額、という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	募集要項 P5 3-(2)	事業役割と金融役割の企業が異なる場合、金融役割の企業が貴市からサービス業の支払いを受ける観点から、貴市、事業役割、金融役割の3社間で契約を行う認識でよろしいでしょうか。	金融役割を設けることは必須としていないため、3社間で契約を行うことは想定しておりません。事業を行うにあたって支障がある場合には、必要に応じて協議をします。
4	募集要項 P6 3-(3)-イ-イ)	道路照明灯と公園照明灯それぞれで1事業3,000灯以上の実績という解釈でよろしいでしょうか。	1事業について、道路照明灯と公園照明灯の合計が3,000灯以上あるものを実績とします。道路照明灯のみで3,000灯以上、公園照明灯のみで3,000灯以上、両方を合わせて3000灯以上でも可とします。
5	募集要項 P11 7-(3)-エ-ウ)-e	様式第5号の5のESCO・リース事業実績一覧表に添付する契約書の写しは、事業名・契約者及び金額が判断できるページのみでよろしいでしょうか。	左記に加えて、ESCO事業かリース事業かがわかるページのご提出をお願いします。
6	募集要項 P11 7-(3)-エ-オ)~ク)	令和7年4月1日に代表者および拠点長(支店長)が変更となります。登記変更の都合上、変更後の商業登記簿謄本、印鑑証明書等の証明書類が4月3日までに、取得不可であるため変更前の証明書類の提出でよろしいでしょうか。また令和7年4月1日以降に参加表明書及び資格確認書類を提出する場合、変更後の代表者氏名を記載する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。代表者等変更後の各書類を取得でき次第、速やかにご提出ください。
7	募集要項 P11 7-(3)-エ-キ)	国税分については納税証明書その3の3の提出でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

富士市道路・公園照明灯LED化ESCO事業 質問回答書

※当該回答書は、募集要項、仕様書、様式集等に記載する内容の追加及び修正とみなします。

No.	要項・仕様 ページ番号	質問事項	回答
8	募集要項 P13 8-(1)-ウ	応募者を特定できる表示を一切してはならないと記載がございますが、施工及び維持管理役割の下請け業者の選定においては、可能な限り市内事業者を優先的に活用するとの記載が御座います。施工役割、下請け業者が市内である場合、業者名は提案書に実名を記載してもよろしいでしょうか。	実名の記載は不可とします。ただし、業者名が特定できない形で市内事業者とわかる記載をすることは可とします。
9	募集要項 P16 12-(4)	ESCOサービス料：令和9年2月から令和19年1月まで（年額均等払い）とございますが、年額後払いとなりますでしょうか。 例：令和9年2月から令和10年3月分を令和10年4月末に振込以降、毎年年額を4月末払い	年額後払いを想定しています。令和9年2～3月分を令和9年4月末、令和9年4月以降は当該年度分を翌年度の4月末、令和18年4月～令和19年1月分を令和19年2月末支払いを想定しています。
10	仕様書 P4 3-(5)-イ-ア)	既設のLED照明灯について、設置年度から10年経過したものが改修の対象とありますが、募集要項2(3)には更新対象が全数と記載されています。どちらが正となりますでしょうか。	更新対象は全数です。既設のLED照明灯はESCOサービス期間中に設置から10年を経過することとなりますので、10年経過した時点で改修対象としてください。
11	仕様書 P6 4-(1)-サ	デザイン灯の数量を御教示ください。	道路照明灯を100灯、公園照明灯を50灯と想定してください。
12	仕様書 P6 4-(1)-ス	タイマーによる調光制御とありますが、1日の時間帯で調光するという認識でよろしいでしょうか。	記載の誤りですので、仕様書の内容を次のとおり読み替えてください。なお、タイマーによる制御により、点灯・消灯等が可能であることとしてください。 【正】制御 【誤】調光制御
13	仕様書 P7 4-(4)-ア	既存のブレーカー、開閉器はジョイントユニット、又はジョイントボックスとするとありますが、本事業でLED化する道路照明灯、公園照明灯すべてが対象という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、トイレ照明など交換の必要がないものについては除きます。
14	仕様書 P7 4-(5)-イ	照明柱において、既設照明柱の基礎等を再利用した更新とは、ケミカルアンカーもしくはあと施工アンカー打設による更新、という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	仕様書 P8 5-(1)-ア	契約書について、事前にひな形を開示いただくことはできますでしょうか。	現時点では開示できる雛形はありませんが、一般社団法人ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会で公表しているESCO事業の標準契約書を参考とします。
16	仕様書 P8 5-(3)	ESCO事業について、契約解除となった場合、本事業にかかった費用については貴市にてご負担いただける認識でよろしいでしょうか。	契約解除となった事由により協議します。

富士市道路・公園照明灯LED化ESCO事業 質問回答書

※当該回答書は、募集要項、仕様書、様式集等に記載する内容の追加及び修正とみなします。

No.	要項・仕様 ページ番号	質問事項	回答
17	様式集 第3号	応募者グループ構成表に記載する所在地、商号又は名称について、実印と記載あるため、印鑑証明書に登録のある所在地、商号又は名称を記載する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、支店等が主体となって参加する場合、実印と記載のある書式については代表者印を押印した箇所の下に支店等の代表者名を併記し、支店等の代表者印を押印してください。
18	様式集 第4号	第四号様式ですが、事業役割を担う事業者が子会社ではない場合は、不要という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	様式集 第5号の1 第6号 協定書	企業の本社以外の拠点で本事業に参加しようとする場合、企業概要、暴力団員などに該当しない事の誓約書及び同意書、および協定書に記載する所在地、商号又は名称、代表者氏名などは拠点所在地や拠点名、代表氏名(支店長等)を記載、印は拠点で管理する物を押印する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、支店等が主体となって参加する場合、実印と記載のある書式については代表者印を押印した箇所の下に支店等の代表者名を併記し、支店等の代表者印を押印してください。
20	様式集 第5号の2	企業の本社以外の拠点で本事業に参加しようとする場合、企業状況表に記載する住所、商号又は名称、代表者名については本社の住所、商号又は名称、代表者名で記載する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	様式集	様式集について、夜間工事が必要な個所はありますでしょうか。その場合、提案金額に見込む夜間工事灯数を御教示ください。	夜間工事は基本的に想定していないため、提案に含める必要はありません。
22	参考資料 灯数内訳表	灯数内訳表の料金区分欄のW数は、電力会社料金区分ではなく実際のランプ表記のW数と思われます。その場合、例えば400W水銀灯は415Wなので料金区分は500Wとなります。料金区分ではなくランプ表記のW数として試算するということでしょうか。	実際のランプ表記のW数についてはお見込みのとおりです。当該ランプを使用できる適正な料金区分で計算してください。
23	その他	電気料金試算を実施するにあたって、電力会社名と何年何月度単価を用いるか御教示ください。	東京電力の令和7年3月度単価を使用してください。
24	その他	電気料金は、道路照明灯は公衆街路灯A契約、公園照明灯は公衆街路灯B契約として計算するという認識でよろしいでしょうか。また、燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含むという認識でよろしいでしょうか。	計算にあたっては全て公衆街路灯A契約としてください。燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金は計算に含みます。

富士市道路・公園照明灯LED化ESCO事業 質問回答書

※当該回答書は、募集要項、仕様書、様式集等に記載する内容の追加及び修正とみなします。

No.	要項・仕様 ページ番号	質問事項	回答
25	その他	電気料金試算を実施する際において、電気料金単価は政府が実施する支援事業費の特別措置は含まない、という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
26	その他	入札保証金について、免除の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
27	その他	ESCO事業について、過去同様の事業において契約解除に至った事案はございますでしょうか。	ありません。
28	その他	固定資産税について、ESCOサービス期間終了後、貴市に本件設備の無償譲渡を検討している場合、ESCOサービス期間終了後、設備は貴市の資産となる観点から、契約金額に固定資産税は含めない(事業者は固定資産税の納付義務はない)認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	募集要項 P3 2-(2)	リース満了後は無償譲渡の想定でございますでしょうか。また、無償譲渡の場合、契約期間中のESCO物件にかかる固定資産税は非課税扱い(ESCOサービス料には同費用分は含めない)との認識でよろしいでしょうか。	本事業はリースではありません。ESCO事業での想定はご認識のとおりです。
30	募集要項 P4 2-(3)-イ	トイレの照明は公園照明灯管理対象及び更新対象の759灯を含むという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
31	募集要項 P4 2-(3)-ウ・エ	ESCOサービス期間中に新設及び移管されるウ、エの道路照明灯、公園照明灯の保険付保の要否につきまして、貴市からご指定はないとの認識で宜しいでしょうか？	市の所有する道路付属設備及び公園付属設備については、市で賠償責任保険に加入しております。新設及び移管された照明灯・柱については、市の所有する設備として保険の対象となります(管理はESCOサービス事業者によります)。ただし、責任分解については、仕様書P8の5-(3)及び表：予想されるリスクと責任分担の記載のとおりです。

富士市道路・公園照明灯LED化ESCO事業 質問回答書

※当該回答書は、募集要項、仕様書、様式集等に記載する内容の追加及び修正とみなします。

No.	要項・仕様 ページ番号	質問事項	回答
32	募集要項 P5 3-(2)-イ	本件、グループによる提案を予定しております。 参加表明時書提出時に構成員間の役割に関する協定書又は合意書にて各構成員は本事業の履行に関し「連帯して責任を負う」旨の条項を含むとありますが、『法的に可能な範囲』において連帯する」との表現に、修正させて頂けますでしょうか。 有資格者しか出来ない業務等、法的に許容されない業務の連帯を行う事は出来ず、ご了解頂きたいと存じます。	修正することを可能とします。
33	募集要項 P9 5-(5)	(5)調査・計画策定・設計等に「詳細の事業費等を令和7年9月末日までに市に報告するものとする。」との記載に関しまして、令和7年9月末日までに報告した事業費用を債務負担行為及び予算案として議会へ上程するものと思料しますが、事業者から報告した事業用費が議会へ上程する前の段階で減額等はされないとの認識で合っておりますでしょうか。	明らかになった事業費用をもとに予算要求しますが、予算査定の過程において、減額される可能性はあります。
34	募集要項 P9 5-(7)	(7)契約の締結に関して、債務負担行為及び予算案が議会により否決となった場合、優先交渉権者に選定されてから事業費用の算出に係った調査費用等の費用に関しては貴市にて負担いただけますでしょうか。 過去、同様の事業において債務負担行為及び予算案が議会により否決となり、調査費用等の事業費用の算出に係った費用を事業者が負担した事案はございますでしょうか。	調査費用等の費用に関して、市で負担はしません。この条件にてご提案いただける事業者について公募しております。同様の事業において債務負担行為及び予算案が議会により否決となった事案はありません。
35	募集要項 P15 12	契約書の雛形は入札前にご提示可能でしょうか。 また、契約前に条項等の加筆及び修正のご相談に応じていただくことは可能でしょうか。	No.15を参照願います。また、協議を行った後に契約をします。
36	募集要項 P16 12-(3)	契約保証金については免除と記載ございますが、入札保証金も免除いただける認識で合っておりますでしょうか。	ご認識のとおりです。

富士市道路・公園照明灯LED化ESCO事業 質問回答書

※当該回答書は、募集要項、仕様書、様式集等に記載する内容の追加及び修正とみなします。

No.	要項・仕様 ページ番号	質問事項	回答
37	募集要項 P16 12-(4)	ESCOサービス料の支払いは、月払い、年払いのどちらでしょうか。 想定される支払いスケジュールをご教示いただきたいです。 ESCO事業の場合は効果検証後の支払いを希望する自治体もございますが、貴市の場合はどのような運用を想定されておりますでしょうか。	募集要項P16の12-(4)の記載のとおりです。
38	仕様書 P3 3-(2)	電力契約申し込み、共架申請につきまして、以下ご確認をお願い致します。 新たに共架料等が発生した場合の費用は、市の負担という認識でよろしいでしょうか。	ESCO事業者の負担となります。
39	仕様書 P4 3-(7)	照明柱については、施工完了後に貴市に引渡を行い「仕様書P4(7)の設備の維持管理・保証（無償修繕等）の対象外となる認識でよろしいでしょうか。	照明柱については、施工が完了後、サービス期間中は、ESCO事業者の所有となります。また、募集要項P4の2-(3)の事業対象は、仕様書P4の3-(7)の維持管理・保証の対象となります。
40	その他	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）。	可能とします。